

金融サービス仲介業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続－登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>Ⅲ－３－１－１ 登録の審査に当たっての留意点 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 金融サービス仲介業者登録簿</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>金融サービス提供法第14条第3項に規定する金融サービス仲介業者登録簿の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</u> <u>なお、氏を改めた者が登録簿の縦覧に係る申請をする場合には、旧氏及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p><u>イ. 電子メール等による縦覧</u></p> <p><u>(イ) 電子メール等で登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る登録簿を電子メール等で送付する。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続（共通編）</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続－登録・届出・業務に関する帳簿書類関係等（共通編）</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>Ⅲ－３－１－１ 登録の審査に当たっての留意点 [略]</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) 金融サービス仲介業者登録簿</p> <p>①～③ [略]</p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>(ロ) 登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p>a. <u>氏名</u></p> <p>b. <u>住所</u></p> <p>c. <u>電話番号</u></p> <p>d. <u>登録簿の送付を希望するメールアドレス</u></p> <p>e. <u>職業</u></p> <p>f. <u>縦覧を希望する登録簿に係る金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名及び登録番号</u></p> <p>g. <u>縦覧の目的</u></p> <p><u>(ハ) 当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>(二) 他の財務局が所管する金融サービス仲介業者に係る登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該金融サービス仲介業者を所管する財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p>	
<p><u>ロ. 財務局での縦覧</u></p>	
<p><u>(イ) 登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p>	<p>④ <u>金融サービス仲介業者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第1条（昭和63年法律第91号）に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、金融サービス仲介業者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p>
<p><u>(ロ) 縦覧の申出があった場合には、別紙様式Ⅲ-5による金融サービス仲介業者登録簿縦覧申請書に所定の事項を記入させるものとする。</u></p>	<p>⑤ <u>金融サービス仲介業者登録簿の縦覧者には、別紙様式Ⅲ-5による金融サービス仲介業者登録簿縦覧表に所定の事項を記入させるものとする。</u></p>
<p><u>(ハ) 登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出して</u></p>	<p>⑥ <u>金融サービス仲介業者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以</u></p>

改正案	現行
<p>はならないものとする。</p> <p><u>(ニ) 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p><u>a. 上記(イ)から(ハ)までその他当局の指示に従わない者</u></p> <p><u>b. 登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>c. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p><u>(ホ) 他の財務局が所管する金融サービス仲介業者に係る登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該金融サービス仲介業者を所管する財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p> <p>(8) [略]</p> <p>VIII 監督上の評価項目と諸手続（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-3 諸手続（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-3-1 登録の申請、届出書等の受理</p> <p>VIII-3-1-2 登録申請等に係る事務処理</p> <p>金融サービス仲介業の登録の申請及び変更等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>【別紙様式集】 (別紙様式Ⅲ-5)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格 A 4)</p>	<p>外に持ち出してはならないものとする。</p> <p>⑦ 縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>イ. 上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者</p> <p>ロ. 金融サービス仲介業者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>[新設]</p> <p>(8) [略]</p> <p>VIII 監督上の評価項目と諸手続（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-3 諸手続（貸金業貸付媒介業務）</p> <p>VIII-3-1 登録の申請、届出書等の受理</p> <p>VIII-3-1-2 登録申請等に係る事務処理</p> <p>金融サービス仲介業の登録の申請並びに変更及び登録簿の閲覧等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>【別紙様式集】 (別紙様式Ⅲ-5)</p> <p style="text-align: right;">(日本産業規格 A 4)</p>

改正案

現行

金融サービス仲介業者登録簿縦覧申請書

金融サービス仲介業者登録簿縦覧表

年 月 日 [新設]

〇〇財務（支）局長 殿 [新設]

[新設]

[新設]

縦覧の目的	
-------	--

登録番号	金融サービス仲介業者の商号、名称又は氏名	貸出	返納

縦覧日	縦覧者氏名	縦覧者の住所 電話番号	登録番号	金融サービス 仲介業者名	貸出 時間	返納 時間	確認

上記金融サービス仲介業者登録簿を縦覧したく、申請します。

[新設]

[新設]

申請者 氏 名 _____

住 所 _____

電話番号 _____

職 業 _____

貸出	時	分
返納	時	分